**第７８回国民スポーツ大会小城市売店募集要項**

**１　趣旨**

　この要項は、第７８回国民スポーツ大会「ＳＡＧＡ２０２４国民スポーツ大会」（以下「ＳＡＧＡ国スポ」という。）における大会参加者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、小城市物産品や国体関連グッズ等の展示販売等を行うため、ＳＡＧＡ２０２４小城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が設置する売店（以下「売店」という。）を募集する。

**２　設置場所・期間及び募集数**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 競　技 | 設置場所 | 設置期間 | 募集数 |
| バレーボール(成年男子) | 芦刈文化体育館 | 2024年10月６日（日）～10月９日（水） | 12 |
| ハンドボール(成年女子) | 芦刈文化体育館 | 2024年10月10日（木）～10月13日（日） | 12 |
| ソフトボール(成年女子) | 牛津総合公園多目的グラウンド | 2024年10月12日（土）～10月13日（日）※予備日14日（月・祝） | ６ |

※　ソフトボール競技については、雨天順延の場合、最長10月14日（月・祝）まで順延され、

設置期間も試合日程に合わせて変更となる

**３　開設時間**

原則として、開設開始は競技開始より１時間前から、開設終了は競技終了より30分後までとする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

**４　出店位置・規模**

　　出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は原則として１店舗あたり１ブー

ス約20㎡（２間×３間のテント）とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に

応じてこれを変更できるものとする。

**５　運営設備等**

売店出店に伴う設備等は、次に掲げるものについては市実行委員会が準備する。ただし、市

実行委員会は出店状況等に応じて、これを変更できるものとする。

（１） テント（２間×３間）１張

（２） 長机（45㎝×180㎝）６台

（３） 椅子（パイプ椅子）４脚

（４） ケータリングカーにて出店する場合は、上記の準備は行わないものとする。

なお、市実行委員会準備品以外（発電機、給水設備等）で必要な備品等は、出店者で準備することとし、市実行委員会の許可を受けて、火気又は燃料等危険物を使用する出店にあっては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

**６　経費負担**

売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。

**７　出店料**

（１）１ブース（２間×３間）あたりの出店料は、市内業者が２，５００円／日、市外業者が５，０００円／日とし、ケータリングカーについても１台につき１ブースの出店料とする。なお、原則１店舗あたり１ブース約20㎡（２間×３間のテント）での出店とするが、0.5ブースで出店する場合は、上記出店料の半額とする。

（２）前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することが

できる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、第78回国民スポーツ大会小城市売

店設置運営要項（以下「売店設置運営要項」という。）に定める売店出店料免除申請書（様

式第７号）を提出し、市実行委員会の承認を受けなければならない。市実行委員会は免除の

決定について、売店設置運営要項に定める出店料免除決定通知書（様式第８号）を交付する

ものとする。

ア　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第

50号）に規定する障害者就労施設等

イ　行政機関等

ウ　その他、市実行委員会において特に必要と認めるもの

（３）出店を許可された者は、市実行委員会が指定する期日までに、指定する口座に出店料を振り込むものとする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。

（４）既に納付された出店料は返還しない。だたし、市実行委員会が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

（５）競技会場によっては、出店料とは別に、指定管理者が定める料金等の支払いを求められることがある。この場合、出店者は指定管理者の指示に従うこと。

**８　販売品目**

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

（１）国民スポーツ大会関連グッズ

国民スポーツ大会標章又はＳＡＧＡ２０２４の大会ロゴ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はＳＡＧＡ２０２４実行委員会の使用承認を得ているもの

（２）スポーツ用品

（３）地元物産品

（４）飲食物（製造加工品）

　　ア　食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造、加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられているもの

イ　法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの

ウ　食品衛生法に定められている製造業許可を申請時点において既に得ているもの

（５）飲食物（現地調理品）

売店において調理する食品は、簡単な調理、加工のみとし、あらかじめ食品衛生法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に十分加熱処理をされたもの又は、ディッシャーによるアイスクリーム類、削氷、ソフトクリームとする

（６）ケータリングカーにて飲食物の販売を行う場合は、食品衛生法に定められている営業許可

の範囲内で販売を行うことができる。ただし、申請時点において既に営業許可を得ているも

のに限る

（７）宅配便

（８）その他市実行委員会が必要と認めたもの

**９　出店者基準及び条件**

売店の出店者は、（１）の条件のいずれかに該当し、かつ（２）の条件すべてに該当する

者とする。

（１）次の条件のいずれかに該当する者

　　ア　申請時に１年以上、小城市内に店舗を有して営業を継続している者

　　イ　第73回大会以降の国体又は競技別リハーサル大会に出店実績のある者

　　ウ　競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

　　エ　その他実行委員会が認めた者

（２）次の条件のすべてに該当する者

　　ア　各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。ただし、市実行委員会が必要と認めた場合は、これを変更できるものとする。

　　イ　法令等により許可又は登録を要する営業については、当該許可又は登録を受けているこ

と。

　　ウ　当該出店業務に関する法令等の違反により、申請時点において過去１年間に営業停止等

の重大な処分を受けていないこと。

　　エ　飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去３年間に食中毒発生等の行政処分を受けていないこと。

　　オ　申請書提出時点において、市税（小城市が賦課徴収するものに限る）の滞納がないこと。

　　カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号

に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第２条第２号に規定する暴力団

若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。

キ　従業員として、暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

**１０　飲食物出店者条件**

前項に加え調理従事者に対し、出店前１か月以内に、検便検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌及びノロウイルス（必要に応じて）を含むもの）の実施が可能であるこ

と。

　　　なお、検便検査に係る費用については、出店者の負担とする。

**１１　損害賠償**

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとし、損害賠償に備え、損害保険等に加入すること。

**１２　提出書類**

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、売店設置運営要項に定める売店出店申

請書（様式第１号）に、次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

（１）出店概要書（様式第２号）

（２）出店従事者名簿、搬入車両予定表（様式第３号）

（３）誓約書兼承諾書（様式第４号）

（４）売店責任者及び従事者の本人確認書類

　　　（免許証、マイナンバーカード等の公的機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し）

　（５）営業に関する許可申請済書等の写し

※申請時点で既に営業に関する許可を得ている場合

　（６）小城市税の納税（完納）証明書（写し可）※市内に店舗を有する場合

　（７）その他市実行委員会が必要と認める書類

　　　※売店出店申請書は、出店を希望する「競技毎」に１通ずつ市実行委員会へ提出してくだ

さい。

**１３　出店者の選定**

市実行委員会は、提出された出店申請書類について、本要項に基づいて審査を行うととも

に、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のＰＲ等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して選定することができることとし、これによりがたいときは、抽選により選定する。

（１）売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

（２）障がい者就労施設等

（３）前２号に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者

**１４　受付期間及び受付時間**

受付期間：令和６年３月11日（月）から令和６年５月31日（金）まで

受付時間：平日８時30分～17時15分

* 郵送の場合は、受付期間内に必着とする。

**１５　保健所及び消防署への手続き**

（１）保健所

飲食物に関する営業許可を必要とする出店者は、市実行委員会から出店者として選定された時は、速やかに保健所に臨時又は仮設飲食店営業申請を行い、許可を証明する書類又は受付印が押された許可申請書済等の写しを市実行委員会に提出しなければならない。

（２）消防署

市実行委員会から出店者として選定されたもののうち、市実行委員会の許可を受けて、

火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあっては、所管消防署に届出をしなければなら

ない。

**１６　その他**

（１) 市実行委員会から選定された者で、飲食物を販売する売店については、市実行委員会が指

定する講習会等を受講し、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう努めること。

（２）市実行委員会から選定された者は、市実行委員会が開催する売店出店者説明会に出席をすること。

（３）売店出店に係る禁止事項、遵守事項、管理運営等は、「第78回国民スポーツ大会小城市売店設置運営要項」を確認しすること。

（４）原則、１出店者につき１台の駐車許可証を交付する。ただし、会場によっては駐車場が遠方になる場合がある。

（５）競技会場への搬入出は２トン車以内の車両を使用すること。

（６）ケータリングカーでの出店を希望する場合も、この要項に準じるものとする。ただし、競技会場の特性などの関係上、出店位置が他売店の出店エリアと隣接しない場合がある。

（７）各競技会場では、大会関係者への弁当の斡旋や無料ドリンクサービスなどが行われる場合がある。

（８）出店者は、天候不良（自然災害を含む）など実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

（９）出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補てんや補償を実行委員会に請求することはできない。

（１０）この要項に定めのない事項については、関係団体等と協議の上、市実行委員会が定めるものとする。

　附則

　　この要項は、令和６年３月４日から施行する。

　附則（令和６年４月26日）

　　この要項は、公布の日から施行する。